

新型コロナウイルス感染症と 総会開催・運営方針の考え方

—— リスク管理のあり方が問われる二〇二〇年定時株主総会 ——

倉橋雄作 弁護士

一 はじめに

二〇二〇年の総会実務では、新型コロナウイルス感染症への対応が最重要の課題となった。本稿執筆の三月二十五日現在、テレワークや時差出勤などの対策が広がり、大型イベントの開催自粛も相次いでいる。それらの施策が奏功するなどして、事態はいったんは収束に向かうのか、それとも感染者数は今後増え続けるのか、現時点で予測困難である。そうした環境下で六月の総会シーズンを迎える。

実務の対応としては、事態収束を想定した平常運営方針でのプランAと、事態が収束せず、あるいはより悪化した場合を想定した緊急時シナリオでのプランBを同時に走らせておいたほうがよい。獲得目標の優先順位を明確にし、想定されるリスクの重要性や顕在可能性を考慮し

ながら、対処策を準備するという意味で、今年是企业のリスク管理のあり方が問われる総会となる。

本稿は、目下の状況を前提とした総会対応について、①できる限り通常スケジュールの通りに総会を開催し、半ば強行的であっても決議を済ませるべきこと、そして、②総会を開催するに当たっては、関係者の安全確保を最優先に考え、「規模縮小、時間短縮、濃厚接触回避」を軸に開催・運営方針を検討すべきことの二点が重要な指針になると考え、そのための実務対応について検討するものである。併せて、③想定される緊急事態への備えについても触れる。ことさら煽りたてるような内容も一部含まれるが、最悪の事態も想定して考え方の整理をしておくべきという発想によるものであり、その旨をご理解いただきたい。実際にどこまで対応するかは状況次第である（注一）。

目次

- 一 はじめに
- 二 開催延期の回避——予定どおり総会決議を経ることの重要性
 - 1 総会の開催延期の是非
 - 2 総会の開催を延期すべきか否かの考慮要素
 - 3 決議取消リスク
- 三 関係者の安全確保——規模縮小・時間短縮・濃厚接触回避
 - 1 懸念継続状況下での総会開催・運営方針
 - 2 新型コロナウイルス感染症の特性と実務の対応方針
 - 3 日常業務のためのBCPの観点
 - 4 総会の開催・運営をめぐる実務対応
 - 5 議事進行
- 四 緊急事態への対応
 - 1 取締役・監査役・スタッフの感染リスク
 - 2 総会会場の使用不可
 - 3 決算・監査への影響
- 五 おわりに

二 開催延期の回避——予定どおり総会決議を経ることの重要性

1 総会の開催延期の是非

一つの選択肢として、今後、新型コロナウイルスの感染状況が著しく悪化すれば、事態の収束を待って総会を開催することも考えられる。会社法上、定時株主総会は毎事業年度の終了後一定の時期に招集すべきこととされている

(同法二九六条一項)。事業年度末日から三カ月以内に開催せよ、と義務づけられているわけではない。実務上の慣行として、三月決算・六月総会となっているのは、定款で事業年度の末日を議決権の基準日と定め、基準日の効力が三カ月であるためにすぎない(同法一二四条二項)。そのため、公告をして基準日を設定し直すなどの手続を経れば(同条三項)、六月開催を見送り、事態の収束を待つて定時株主総会を開催することができる。

この点に関し、法務省は二〇二〇年二月二十八日、「定時株主総会の開催について」と題し、「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。したがって、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます」との解釈を示している。

このように会社法上の整理としては、状況をみて総会を延期することもあり得る。

しかし、実務上の判断としては、総会の延期はよほどの事態でない限り、推奨することができない。極力、基準日から三カ月以内に開催し、決議を経てしまったほうがよい。総会を延期すると、次のような支障を伴う。

(1) 取締役の任期満了の問題

第一に、取締役の任期満了の問題がある。定時株主総会が定款所定の時期に開催されなかったときは、その時期の経過により、任期が満了する(注二)。取締役の全員が大半が改選期を迎える場合、基準日から三カ月をすぎると任期満了による退任により、取締役に欠員が生じる。

その場合、任期満了となった取締役は新たに選任される者が就任するまで、なお取締役としての権利義務を有する(会社法三四六条一項)。いわゆる権利義務取締役である。

同時に数名の取締役が退任することで欠員を生じる場合は、退任取締役全員が権利義務取締役となる(注三)。後任者が選任されるまで、権利義務取締役は辞任できない(注四)。今回の総会で退任が予定されている取締役であっても、権利義務取締役であり続けることになる。

権利義務取締役の権限は、通常の取締役と同様であり(注五)、その者をもって代表取締役に選定することもできる(注六)。権利義務取締役による業務執行に特段の制限はなく、重大な支障がただちに生じるわけではない。しかし、上場会社のあり方として、株主の信認が切れてしまった権利義務取締役が経営を継続することは望ましいとはいえない。

ただし、定時株主総会の本来の開催時期の経過により、取締役の任期が満了すると解されるのは、あえて定時株主総会の招集を行わないことよって任期を故意に延長させないためである。天災地変等によって定款所定の時期に総会を招集すること自体が客観的に困難である場合

(取締役が総会招集を怠っているとは評価し難い場合)には、例外的な取扱いとして、本来の開催時期の経過によっても任期満了とせず、後日に開催された定時株主総会の終結時に任期満了となると解される(注七)。今後、状況が著しく悪化し、開催が客観的に困難な事態となれば、任期の問題を懸念する必要がある。

(2) 総会決議事項を通す必要性

第二に、より実践的な理由として、重要な決議事項が予定されている場合には、できる限り決議しておきたい。たとえば、取締役の退任や新任取締役の選任、あるいは監査等委員会設置会社への移行など、経営体制の変更が予定されている場合、予定どおり六月に選任議案や定款変更議案の決議を経て、新体制に移行したい。合併などのM&A関連議案が予定されている場合もある。これらの事項が決議されないうままとなれば、経営そのものに支障が生じかねない。

(3) 剰余金の配当との関係

第三に、剰余金の配当も重要である。取締役会決議で配当実施できればよいが、総会で決議する会社の場合、決議はできる限り六月総会で済ませておきたい。

実務上、多くの会社が定款で事業年度末日を配当基準日とし、配当予想も事前に開示済みで、証券市場もそれを前提に株価を形成する。事業年度末日の基準日株主に配当を支払うためには、基準日から三カ月内に配当の決議を経る必要がある(注八)。決議が七月以降にずれ込めば、配当の基準日を設定し直すなければならぬ。しかし、もはや株主の構成は変わってし

まっている。

そうなった場合、基準日株主に対する法的責任に直結するわけではないが(注九)、三月末基準の配当を前提に行動していた株主の予測を裏切ることにはなり、実務上の混乱を生じさせてしまう(注一〇)。

(4) 不確実性への対処という観点

仮に、六月総会を見送ったとしても、七月、八月に開催できるのであれば、配当以外の悪影響は限定的かもしれない。

しかし実際は、六月の定時株主総会を延期すべきような場合であれば、その後いつ事態が収束するか定かではなく、一体いつになれば総会が開けるのか見通しが立たない。

事態が収束してから開催準備に着手しても、会場確保、基準日設定、招集手続などを経る必要があるが、総会を開催できるのはかなり先になる。秋冬にかかれれば、感染状況がより悪化しているかもしれない。

これらを考えれば、よほどのことでない限り、定時株主総会を予定時期に開催し、半ば強行的であったとしても決議を経たほうがよい。

2 総会の開催を延期すべきか否かの考慮要素

総会をできる限り開催しようとするのであれば、「どのような条件を充たせば、開催してよいのか」、逆にいえば、「どのような状況に至れば、総会を開催することができないのか」の判断基準を突き詰めて考えておく必要がある。そうした事前の条件設定が実効的なリスクマネジメントを可能にする。

まず出発点として、定時株主総会は会社法上の義務を履行するために開催するものである。好きで任意に開催するものではない。政府から大規模イベントの自粛要請が発出されていたとしても、ただちに開催不可とみる必要はない。開催不可とすべき考慮要素は、会社側と来場株主側の事情に分けて考える。

会社の事情としては、取締役や監査役の一部が感染し、それらの全員が濃厚接触者として自粛隔離すべきような事態となれば、総会の開催は実務上困難となる(別拠点からの参加につき、後記四一参照)。スタッフにクラスターが発生し、現実的に開催困難となった場合も、不可抗力として、開催を見送ることになる。他方で、予定していた会場の使用が不可となったとしても、後で触れるように、緊急対応により半ば強行的に総会を開催することができる。

今後、状況が著しく悪化し、来場株主に感染者がいる蓋然性が高まった場合をどう考えるか。関係者への安全配慮義務などを法的根拠に総会を中止すべき義務が発生するとは考えにくく、総会は開催可能であろう。代わりに、来場自粛要請、開催時間短縮、入場制限などを実施し、来場株主と従業員の安全を確保するための施策が必要となる。

基本的には、総会の開催が法的に禁止されるような事態に至らない限り、「取締役と監査役の最低一名ずつの出席と運営スタッフの確保」が充たされていれば、関係者の安全確保を最優先にしつつ、総会は開催可能と思われる。もちろん、企業のリスク管理として、総会開催を見

送ることも選択肢として許容される。判断枠組みとして、総会決議事項を経ることの必要性和総会開催に伴うリスクを比較考量することになる。状況次第では、公衆衛生のための負担を社会の一構成員として引き受けるべく総会開催を見送るという発想やレピュテーションという観点もあつてよい。

3 決議取消リスク

ここで、「決議取消リスク」について触れておきたい。平常時の総会運営では、決議取消事由を生じさせてはいけなく、という不文律がある。総会の招集の手続または決議の方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なときは、株主等は、決議日から三カ月以内に、決議取消訴訟を提起することができる(会社法八三一条一項一号)。実務上問題になりやすいのは、決議の方法が法令・定款に違反したり、著しく不公正である場合である。

状況次第で半ば強行的に総会を運営した場合には、決議取消事由の瑕疵を生じさせる懸念が伴う。しかし、これは回復不可能なリスクを生じさせるものではない。

まず、決議取消事由が生じたとしても、三カ月の提訴期間が過ぎれば、決議は確定する。

また裁判所は、違反事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであるときは、請求を棄却することができる(裁量棄却。会社法八三一条二項)。大半の総会では、事前の議決権行使で決議事項の承認が確定しており、軽微な法令・定款違反は裁量棄却で救済されやすい。

仮に決議取消訴訟が提起されても、翌年の総会で追認決議をすればよい(注一)。瑕疵ある決議によって選任された取締役が招集した総会は違法の瑕疵を帯びる、という瑕疵の連続の問題があるが、実務上は、株主による招集請求を経るなど、対処策もある。

以上のとおり、多少無理に総会の開催・決議を優先させたとしても、決議取消リスクは回復不可能な事態を生じさせるものではない。乱暴な議論ではあるが、違法行為の是認ということではなく、決議取消リスクの回避を絶対視するよりも、関係者の安全を確保しつつ、予定どおりの時期に総会決議を経ることを優先したほうが企業価値の維持・向上に資する場合もある、という比較の問題としてご理解いただきたい。

三 関係者の安全確保——規模縮小・時間短縮・濃厚接触回避

1 懸念継続状況下での総会開催・運営方針
 新型コロナウイルス感染症が完全収束しない状況下で定時株主総会を開催する場合、最大のリスクは総会が感染機会となり、クラスターを発生させてしまうことである。

今年の総会に限っては、「株主フレンドリーな総会運営」や「来場株主の満足度を高めること」の優先度は下げてもよい。いまの状況が続く限り、関係者の安全確保を最優先とし、その他の考慮要素は後回しにして、規模縮小・時間短縮・濃厚接触回避をキーワードに総会を開催

し、場合によっては半ば強行的に決議を経てしまうことが結果的に株主全体の利益にも資するはずである。

そうした対応は、企業としてのリスク管理が万全であることを示すものであり、企業のレピュテーション、つまり株主や社会からの評価を落とすことにもならないはずである。

2 新型コロナウイルス感染症の特性と実務の対応方針

関係者の安全確保は、科学的な根拠に基づく検討が不可欠である。基本的には、厚生労働省の発表や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等を参照すればよい(注二)。現時点で明らかになっているものとしては、総会実務との関係で次のような特性が重要である。

(1) 感染経路について

新型コロナウイルスの主な感染経路は、飛沫感染が接触感染である。

飛沫感染は、感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染するものである。その防止策が求められる。

接触感染は、感染者が触れた部分で未感染者にウイルスが伝播するというものである。電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなどが典型経路である。総会では、マイクなどが懸念される。

空気感染は起きていないと考えられるものの、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば感染拡大のリス

クがあると指摘されている。そうした空間を作らないようにする必要がある。

WHOは、一般的にコロナウイルスは手紙や荷物のような物で長時間生き残ることができないとしている。総会会場での配布物については、過敏な対応は必要なさそうである。

食品そのものによる感染報告はないが、配膳等で不特定多数と接することで、接触感染の危険があるとされる。総会会場でも飲食物の提供は避けたほうがよい。

(2) 感染予防策について

コロナウイルスは七〇%以上のアルコールに弱く、市販の手指消毒用アルコールがこれに該当する。特別な消毒剤の手配は不要といえる。

感染予防として、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避け、十分な睡眠をとることが重要と指摘されている。役員やスタッフにこれらを注意喚起し、潜伏期間を考慮し、特に直前二週間の慎重な行動を求めておく。

咳エチケットも不可欠である。咳・くしゃみをする際、マスクやハンカチ、袖、肘の内側などで口や鼻をおさえるべきとされている。これらを出席役員やスタッフに徹底しておく。

マスクはウイルスの飛沫・飛散を防ぐ上で高い効果を持ち、咳やくしゃみ等の症状があれば積極的にマスクを着用すべきとされている。他方で、予防効果は限定的と指摘されている。関係者のマスク着用を考える際の指針となる。

(3) 濃厚接触について

予防には、濃厚接触の回避が特に重要とされ

ている。濃厚接触は、距離の近さと時間の長さによって判断される。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として二メートル）で一定時間以上接触があった場合に、感染を拡大させるリスクが高いとされている。そのような機会を極小化することが求められる。総会の受付がまさに濃厚接触の機会となりかねない。

(4) 高リスク者について

高齢者と基礎疾患保持者は重症化しやすいと指摘されている。たとえば、高齢者介護施設等では、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い・手指消毒用アルコールによる消毒、手袋の着用など、感染経路を遮断するための取組みが特に必要であるとされている。

また、①職員は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がみられる場合には出勤せず、②面会は緊急やむを得ない場合を除き制限し、面会を認める場合は体温を計測し、発熱が認められる場合には面会を断り、③委託業者等も立入りをできる限り控え、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立入りを断ることなどの取組みが強く要請されている。

これらの要請は、高齢者の来場が多い総会にも当てはまるはずである。

(5) 兆候について

厚生労働省は、①風邪の症状や三七・五℃以上の発熱が四日以上続いている場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合に、帰国者・接触者相談センターに相談するよう推奨している。この兆候判断は、来場株

主・役員・スタッフの健康観察の指針にもなる。

(6) 自主隔離について

WHOの知見によれば、潜伏期間は一日〜二・五日（多くは五日〜六日）で、感染可能性があれば一四日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている。

これと関連して、二月二六日付けのFinancial Times 誌に“Wall Street banks planning to separate Tokyo teams on virus fears”と題された記事が掲載されていた。米国金融機関が、東京オフィスの従業員を二つのチームに分け、一方に在宅勤務をさせ、もう一方はオフィス勤務をさせ、それを一四日間おきに交代させるというものである。拠点機能を持続させるために、一四日間の隔離・観察期間の知見を活用した取組みであり、総会の準備を考える上でも参考になる。

(7) クラスターの防止について

新型コロナウイルスの重要な特性として、小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことがわかっており、その発生防止が重視されている。スポーツジム、屋形船、ピュッフェスタイルの会食、ゲストハウス、密閉された仮設テントなどで、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されている。

特に、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという「三つの条件」が重なった場合に、集団感染のリスクが高いと指摘されている。これらができる限り避ける必要がある。

(8) 小括——規模縮小・時間短縮・濃厚接触回避による安全確保

総会は、出席者を株主に限定するために閉鎖空間で行われ、議案の説明と審議に相応の時間を要し、受付事務は二メートル以内の距離で行われるなど、クラスターの発生リスクを高める条件を備えている。

総会を開催するのであれば、来場株主・出席役員・スタッフの安全を確保する必要があり、総会をクラスター発生のもととさせないことが最優先の課題となる。そのためには、規模縮小・時間短縮・濃厚接触回避を徹底し、感染の機会を極小化させることが求められる。

3 日常業務のためのBCPの観点

総会当日の運営だけでなく、BCP (Business Continuity Plan) の観点も重要である。

総会では、取締役と監査役の全員が登壇する。執行役員が登壇することも多い。総務・法務が事務局の中心を担い、企画・財務・人事・IRなどの部門からも質疑応答などのために多くのスタッフが参加する。総会は、役員とスタッフが長時間にわたって、同じ空間を共有するイベントである。当日だけでなく、直前時期にもリハーサルなどで同じ時間と空間を共有する。そうした過程のどこかで、総会に参与する役員が集団感染する事態が起こり得る。総会当日、役員の一部が来場株主から感染し、社内でクラスターが発生する事態も起こり得る。

これらが現実化すれば、役員員の大半に一四日間の隔離と健康観察が必要となり、日常業務

そのものが立ち行かなくなる。そうした最悪の事態を生じさせないための配慮も、状況次第では必要となる。

4 総会の開催・運営をめぐる実務対応

関係者の安全確保を最優先とし、また、日常業務のためのBCPにも配慮する場合、次のような実務対応が検討事項となる。

(1) お土産、イベント、各種サービスの中止

総会をクラスター発生の場とさせないためには、総会の規模を縮小し、来場株主の数を減らすことが有効な施策となる。すでに二〇二〇年二月・三月総会では、お土産廃止、懇談会の中止、商品展示等の中止などの施策がとられている(注一三)。事態が収束しなければ、引き続き、これらの施策を積極的に採用し、規模縮小化を図ることが望ましい。

(2) 当日来場の自粛要請

来場の自粛要請も考えられる。高リスク者(高齢者、基礎疾患保有者、妊婦など)への注意喚起も有意義である。方法は、招集通知への記載、自粛要請文書の同封、ウェブサイト等での告知などが考えられる。同時に、議決権行使は事前の書面投票や電子投票を推奨する(注一四)。

こうした取組みをしてもなお、総会に来る株主は必ずいる。二〇二〇年二月・三月総会では、来場株主数が前年比で減ったものの、激減とまではならなかった会社や、前年とほぼ同数であった会社も少なくなかったようである。来場株主の動機は多くの場合、お土産やイベントへの関心のほかに、社長の話す姿を直接見た

い、発言の機会を得たい、動画上映などの大規模イベントに高揚感を感じる、その会社のファンである、OBとの旧交を温めたい、といった点にある。何か重要な情報が提供されるかもしれないことへの期待もあるであろう。

そうした動機での来場を抑制するため、総会開催日に先だつて、ウェブサイト等での情報提供を拡充しておくことが考えられる。たとえば、当日の式次第、説明資料、配信予定の動画をすべて掲載し、当日はそれらを説明するのみであると断っておく。株主が知りたいであろう主要な事項についてのQ&Aも掲載する。新型コロナウイルスが事業に与える影響などについても適時開示をしたり、説明を掲載する。ウェブサイトで質問を受け付け、主要な質問への回答を掲載してもよい。社長メッセージを事前に動画配信してもよい。そうした情報を総会開催前からウェブサイトで掲載しつつ、来場の自粛を強く要請することが考えられる。

事態が著しく悪化していれば、お土産等は廃止し、議事進行はきわめて短時間に終える予定である旨を強調し、来場株主数を一桁、さらにはゼロとすることを目指してもよい。

(3) 開催時間・場所

開催時間は、来場株主の移動が混雑時間帯に重ならないよう、開催時間を一時間に繰り下げることなどが考えられる。

開催場所は、自社施設を総会会場とする場合、万が一、総会出席者から複数の感染者がでると、施設の閉鎖と消毒作業などの対応が必要となり、日常業務に支障を生じさせかねない。

実務上可能であれば、代替会場への変更を検討してもよい。変更が難しければ、自社施設入口での手指消毒等の要請、マスク着用の厳格な要求、来場株主の導線の厳格な限定、強めの来場自粛要請、自社施設入口での健康状態の観察などの取組みを検討する。三月総会のある会社では、自社施設の入口にて係員が入場自粛を呼びかけ、お土産も渡すという施策をとったところ、来場者三〇〇名のうち五〇名の協力が得られた。そうした取組みも考えられる。

(4) 受付事務の簡素化

株主は開催時間の直前に来場しがちである。来場者が多ければ、列もできる。スタッフは二メートル以内の距離で株主と対面し、議決権行使書を預かり、入場票やお土産を渡す。受付は感染リスクが高い局面といえる。

そこで、来場株主とスタッフの感染リスクを下げるため、株主を入口付近で滞留させず、すみやかに入場させるよう受付事務を工夫することが考えられる。

一つの方法として、議決権行使書と引替えに入場票を渡すことを省略してもよい。代わりに、株主に対し、入場口にて係員に議決権行使書掲げて呈示することのみを求め、係員の側も株主の議決権行使書を一見するのみで入場を認めてしまう。お土産は中止すればよい。

もともと受付事務は、入場者を株主に限定すること、入場票番号で発言株主を特定すること、事前の議決権行使を消し込んで二重投票を防止すること、議決権行使数を確定させることなどの目的で実施している。そして、短時間に

大勢の来場者をさばくために、集团的・画一的な本人確認の方法として、議決権行使書の持参方針を採用している。議決権行使書は株主本人の住所に送付しており、議決権行使書が呈示されれば、その持参者は株主本人である蓋然性が高いことを前提としたものである（注一五）。厳密な本人確認は行われていない。これをさらに簡素化し、今年は受付で議決権行使書を預かるのをやめて、その呈示を一見するのみで入場を認めてしまってもよい。

発言者の特定は、入場票の番号の代わりに、議決権行使書に記載されている株主番号等を明らかにしてもらえば足りる。二重投票の防止や議決権行使数のカウントは、会場の出口付近に回収ボックスを設置し、総会終了後、会場退出時に議決権行使書を投函してもらうことで代替できる。総会冒頭での定足数の説明は詳細報告不要である。

事前行使や紛失によって議決権行使書を呈示できない者は、株主の氏名・名称や住所を伝えて本人確認をすることになるが、その確認事務はできる限り接触を断つ方法を検討しておく。パネル等を設置してもよいであろう。

(5) 会場設営

会場設営は、「三つの条件」をできる限り回避するための配慮が必要である。

まず、株主席の配置は間隔を広くとる。平常時であれば、前方からの着席を求めて誘導することもあるが、前方に固まりを生じさせないよう、実施を見送ってもよい。

株主席の間隔をとれば、収容人数の限界とい

う問題が生じる。第二会場を用意しておくなど、事前の用意が必要であるが、来場自粛要請などにもかかわらず、当日、来場株主数が想定以上に減らず、収容人数の限界がみえてくれば、受付であらためて入場自粛を呼びかけてもよい。任意の協力を求めるのみであれば、権利行使の不当な制限をしているわけではなく、著しく不公正な方法による決議にはならない。

当日、万が一会場スペースが不足すれば、扉を開け放し、通路等を使用しても構わない。会場が狭いため隣接部分（会場に面する庭先など）に議長席を設けたときは、その部分も会場の範囲に含まれ、議長はその部分から議事進行をすることができ、議事に支障がなければ、会場は必ずしも同一室であることを要しないとされている（注一六）。ポイント審議参加が可能であるように確保されていることにあり（注一七）、臨機応変に対応すればよい。

発言者のためのマイクは、ハンディタイプではなく、スタンドタイプを用意する。スタンドマイクの周りは間隔を空け、発言のたびに消毒する。対応スタッフの安全にも配慮する。待合室や茶菓の提供は廃止する。

多数の株主が来場する会社であれば、医療関係者の助言を得ながら会場設営やスタッフの安全確保策を検討すること、また、医療関係者の待機を要請することなども考えられる。

(6) 来場株主への要請——マスク着用など

来場株主には、手指消毒やマスクの着用を要請することが考えられる（注一八）。過去の裁判例では、所持品検査や持ち物預かり等も可能と

されており、審議の機会を実質的に制約するようなものではない限り、来場株主への各種の要請には広い裁量がある（注一九）。会社法上の整理としては、議長による総会の秩序維持権限が法的根拠となる（同法三二五条）。

以前流行した新型コロナウイルスとの関係では、その感染拡大防止のために、議場に用意されたマスクの着用を要請することは、株主が平穩に議事に参加できる環境作りのための合理的な措置であるとの解釈が示されている（注二〇）。特定の株主が感染していることの蓋然性ではなく、平穩な議事運営を確保すべきことの要請が根拠となる。

今般の新型コロナウイルス対応においても、その特性を考慮し、来場株主にマスク着用や手指消毒を求めることは合理的である。

それでは、任意の協力要請を超えて、何らかの手段でマスク着用を強制することは可能か。

たとえば、新型インフルエンザとの関係では、①マスク着用要請に従わない株主に、議場の一定区画内に着席するよう要請することは合理的な措置であり、②一定区画内に着席することを拒否する株主には入場を拒否したり、退場を命じることもできるものの、③退場命令は最終手段であり、マスク着用の要請に応じないことをもってただちに退場を命じることは議長の裁量の範囲を逸脱するのではないかと、との解釈が示されている（注二一）。このような対応であれば、他の株主にとって相当程度の平穩を確保することができ、マスクをしない株主の総会参与権を奪うことにもならないことが根拠とされ

ている。今般の総会でも、これと同様の段階的な対応をすることが選択肢として考えられる。

あるいは、新型コロナウイルスとの関係では、その危険性、総会における集团的・画一的な対応の必要性（株主にマスク着用を要請しつつ、一部の株主が着用していない場合、株主間でのトラブルが起きかねない）、区画指定がクラスターの創出リスクを高め得ること、区画に誘導された株主からのクレームなどで混乱が生じ得ること、咳エチケットの重要性が一般にも周知されていることなどを考慮して、マスク着用に応じない株主にはただちに入場を制限したり、退場を命じたりすることも状況次第では考えられる。

(7) 兆候確認と入場制限

前記のとおり、新型コロナウイルスの兆候確認は、①風邪の症状や三七・五℃以上の発熱がある場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合に着目して行われる。

そこで、来場株主に対し、これらの症状がある場合に入場自粛を要請することが考えられる。たとえば、会場での文書の掲示、係の者による説明などによって呼びかけを行う。

それでは、任意の協力要請を超えて、強制的に入場制限を実施することは可能か。

新型インフルエンザとの関係では、体温測定等により、株主に感染の顕著な症状がある場合には、入場を控えるよう要請し、要請に応じない場合には一定区画内に着席することを求め、それさえ応じない場合は、他の株主が平穩に議事に参加できるよう、入場を拒み、または退場

を命じることができると解してよいのではないかと指摘されている（注二二）。今般もこれと同様の段階的な対応をとることが考えられる。

しかしこの対応は、新型コロナウイルスとの関係では、兆候者を一定区画に集めることで、クラスター発生のリスクを伴う。兆候者を一カ所に集めようとするれば、現場でのクレームも多発しかねない。応対するスタッフの安全も懸念される。マスク着用要請についてと同様、新型コロナウイルスの特性を踏まえれば、酷い咳やくしゃみ、また三七・五℃以上の発熱などの兆候がある者はすべて入場を拒否するという画一的な対処方針を決め、一律に適用することも実務上の判断としてはあり得る。

兆候がある者に入場自粛要請をしたり、一律に入場拒否をする場合、サーモグラフィや非接触型の体温計での測定を任意の協力の下で実施することが考えられる。体温測定を実施するのであれば、その協力を拒む者について、ただちに入場拒否することも考えられる。今回の総会では、マスク着用要請、検温の実施、入場拒否などについて、集团的・画一的な対応を徹底することが、関係者の安全確保と混乱を回避しつつ総会を円滑に終えるという獲得目標に資するはずである。

入場自粛要請や入場制限を実施する場合は、帰宅する株主が受付で議決権行使することができるとして留意しておくことが考えられる。総会当日は書面投票・電子投票の期限がすでに経過しているため（会社法三二一条、三二二条、会社法施行規則六九条、七〇条）、委任状方式による

対応が考えられる。委任状勧誘規制が理屈上は問題となり得るが、そもそも「勧誘」（金融商品取引法施行令三六条の二第一項）でないとして整理する余地もある。また、仮に勧誘に該当するとしても、招集通知を参考書類（同項）として交付し、かつ、議案ごとの賛否記入を可能とする委任状（同条五項、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令四三条）を用意するなどすれば、規制は遵守可能である。そうした株主の委任状を従業員等が代理人として預かり、議決権行使すればよい。

実務上は、スタッフの安全確保や機材調達が困難な場合もある。選択肢としては、マスク着用要請のみ行い、兆候確認や入場制限は見送り、開催時間の徹底した短縮化などでリスク低減を図るといったことも考えられる。

(8) 取締役・監査役の対応

出席役員に関する留意事項は次のとおりである。

第一に、取締役と監査役の最低一名ずつの総会出席を確実にするための施策について、検討しておいたほうがよい。取締役の出席は総会成立の要件ではないものの、全取締役の欠席のうちに関われた総会決議は、議案についての説明を欠き、また株主の質問に対する応答の機会を与えないでなされた不公正な決議として、取消事由の瑕疵を帯びると解されている（注二三）。監査役についても、全員欠席のうちに総会が開催され、株主の質問への説明義務が履行されない場合は、取消事由に該当すると解されている（注二四）。ただし、株主は特定の取締役を指名

して説明を求める権利はなく、議長は適当な者に説明させてよい（注二五）。極論をいえば、取締役と監査役が一名ずつ出席していれば、説明義務を履行することができる。議長は、定款で定められていることができる。議長は、定款で定められていることが多いが、当日の総会決議で変更可能であり、総会に出席することができた取締役が務めればよい。

特に留意すべきは、総会直前二週間の準備期間において、取締役と監査役の全員について、感染や濃厚接触による自主隔離の必要性を一齐に生じさせないことである。たとえば、直前時期は役員全員が一齐に集まる会議や会合等を見送ったり、取締役会や経営会議など必須の会議では一部役員は電話会議で参加することが考えられる。日常業務でも、役員を二チームに分け、一チームは在宅勤務とすることが考えられる。リハーサルも、出席者を役員の一部に限定しておいてもよい。

また、議長が感染することも想定して、次順位者をあらかじめ決めておき、次順位者にてシナリオの読み合わせなどの準備をしておくこともリスク管理に資する。

第二に、登壇する取締役、監査役、執行役員らに当日の心得を周知徹底しておく。これは主に、来場株主の安全確保の視点である。

まず、風邪の症状がある場合、直前に三七・五℃以上の発熱があった場合、倦怠感や息苦しさの自覚症状がある場合などは欠席すべき方針とし、その旨をあらかじめ伝えておく。当日の検温も求める。

登壇役員によるマスクの着用は、実施してもよいが、必須ではないと思われる。前記のとおり、マスクは感染者が着用することで、飛沫感染を防止することに主要な機能がある。仮に登壇役員に咳やくしゃみなどの症状がある場合などは、そもそも総会を欠席すべきである。そうであれば、飛沫感染防止のための着用の必要性は高くない。他方で、マスク着用の予防効果は限定的であると指摘されており、予防のための着用は不要としてよい。

株主に着用要請し、役員は着用しないのか、というクレームがあるかもしれないが、合理的な根拠による運営方針であり、話しやすさを優先して着用していいと説明すればよい。

ただし、不意にむせたり、突発的に咳き込んだりすることがあるかもしれないため、手で口を押さえるのではなく、ハンカチや袖等で口を塞ぐべきことなど、咳エチケットの必要性を周知徹底しておく。株主は役員の一挙手一投足をみており、リテラシーの欠如が会社の信用を毀損し得る。各役員が机上にハンカチを置いておくなどしてもよい。

第三に、総会に出席する役員を全員ではなく、一部に限定することも状況次第では考えられる。これは主に、日常業務のBCPの観点である。総会の事前準備段階や当日に行動をとるにすることで、役員には集団的な感染リスクが伴う。役員全員に自主隔離の必要が生じれば事業継続に支障を来す。

会社法上、取締役と監査役は説明義務を負うことから（会社法三二四条）、原則として総会出

席義務を負い、正当な理由がないにもかかわらず総会を欠席することはできない（注二六）。しかし、状況次第では、BCPの観点で一部役員を欠席させることは許容されるであろう。海外在住の役員も出席のために無理に帰国させる必要はない。中継での参加も考えられるが、必須ではない。

(9) スタッフの対応

総会の当日スタッフは来場株主の安全確保のため、役員と同様、風邪の症状がある場合などには自宅待機とする。当日、出勤前には体温測定をし、三七・五℃以上の発熱があれば欠席する。会場でも手洗い、手指消毒を行う。証券代行や弁護士などの外部協力者にも同様の対応を求める。

スタッフは株主と近距離で接することがあり得るため、全員、マスク着用とし、受付事務に当たる者などは手袋着用も検討する。

スタッフの保護も必要である。特に、咳やくしゃみの症状があるにもかかわらずマスクを着用しないなど、特殊な株主への応接担当者を事前に決め、十分な防護策を手配しておく。受付事務の簡素化に加え、受付に接触防止用のパネルを設置することも考えられる。

事務局のバックアッププランも組んでおく。咳の症状があつた保育士が、保育園のイベントに参加し、事後に新型コロナウイルスに感染していたことが判明したという事案が報道されている。その保育士はイベントでの司会を担当することになっていたそうである。代替性の欠如が、責任感の強い担当者の無理を強いることに

なりかねない。事務局担当者のバックアップを決め、業務引継ぎを済ませておき、在宅勤務で待機させておくなど、交代可能な担当者を確保する。そうして、メインの事務局担当者に風邪の症状がある場合などは無理をさせず、安心して休めるようにしておく。総会スタッフを二チームに分けて、総会開催まで、二週間交代での在宅勤務体制を敷いてもよい。

(10) リハーサルの実施

すでに述べたように、BCPの観点で、リハーサルへ参加する役員は必要最小限に限定してもよい。議長次順位者への議長心得の説明や練習、事務局のバックアップ体制として、第一事務局の交代候補への業務引継ぎなどを行ってもよい。また、ごく短時間で議事を終える緊急シナリオでの議事進行や、質問への回答をごく簡潔とすることを想定した練習も考えられる。

(11) インターネットの活用

来場自粛要請と組み合わせ、インターネットを活用することが考えられる。

以前よりすでに、インターネットの活用事例は広がっている。総会模様をウェブサイトで同時中継したり、後日配信する例は多数である(質疑応答部分を含める場合と含めない場合がある)。質問をウェブサイトで受け付け、主要なものへの回答を掲載する事例や、別会場を用意し、主会場の模様を中継する事例もある。

最近では、経済産業省による「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(二〇二〇年二月二六日策定)も公表された。総会招集に際

し、「場所」の決議と通知が必要であることから(会社法二九八条一項一号、二九九条四項)、会場を実際に用意する「リアル株主総会」の開催が不可欠であり、「バーチャルオンリー型株主総会」の実施は解釈上難しい。そこで、リアル総会を開催しつつ、その模様をウェブサイトで同時配信する「ハイブリッド型バーチャル株主総会」の実施が考えられる。その実施に伴う法的論点等を検討したが、前記の実施ガイドである「ハイブリッド型バーチャル総会」には、議事進行状況の視聴機会を提供するにとどめる「参加型」と、質疑や採決への参加機会も付与する「出席型」がある(注二七)。一般の来場自粛要請に伴い、バーチャル総会が関心を集めている。

ただし、今年の総会でバーチャル総会を新規導入する優先度は低いように思われる。

バーチャルオンリー型であれば関係者の安全を確保することができ、有意義であるが、その実施は会社法の解釈上、難しい。司法判断が適法性を認める余地もあると思われるが、仮に適法性が否定された場合、株主総会決議が取消事由の瑕疵を超えて、不存在と判断される可能性があり、実務上の判断としてとれるリスクではない。導入するにしても、参加型か出席型のハイブリッド型にとどまる。

しかし、ハイブリッド型総会は、来場できない株主への情報提供を拡充したり、審議への参加機会を拡張したりする取組みである。これはつまり、当日の議事運営や審議を充実化させ、それをウェブでも同時視聴可能とし、出席型で

あればさらに審議参加と議決権行使を可能とさせるものであり、そうした取組みは総会の長時間化を伴う。

ウェブでの視聴者や参加者は自宅等から安全に総会参加できるが、総会会場の出席者(出席株主、役員、スタッフ)には感染リスクが残る。総会の長時間化が会場でのクラスター創出機会を拡大させかねない。

今回の総会は、開催時間を短縮し、感染リスクを極小化させることが最大の課題である。総会での充実した説明・審議を前提としたハイブリッド型総会の実施は目下の獲得目標に寄与せず、中長期的課題として位置づければよいように思われる。

ウェブサイトを活用するのであれば、時間短縮の方針で運営する総会当日の中継よりも、開催前の事前の情報提供を充実させるほうが目的達成により資する。規模縮小化・時間短縮化を実現するため、事前の情報提供を十分に行い、来場を不要とさせるのである。

(12) 招集通知への各種記載

以上のとおり、総会の開催・運営方針をめぐっては、新型コロナウイルスの特性を踏まえた特別の対応が必要となる。これらの特殊対応について、株主にあらかじめ告知しておいたほうがよい。たとえば、来場自粛要請、高齢・基礎疾患など高リスク者への注意喚起、当日の要請事項(マスク着用、手指消毒、お土産等の廃止、規模縮小・時間短縮の方針、ウェブサイトで情報提供への誘導など)である。それらを招集通知に記載したり、ウェブサイトに掲載した

りすることが考えられる(注二八)。

5 議事進行

総会当日の議事進行は、時間短縮化の実現が最大の獲得目標である。

(1) シナリオの簡素化による時間短縮

シナリオは、会社法上の必要最低限の議長長言を確保し、あとは全体のバランスで重要性の落ちるものは削除する。

まず、株主総会は開会によって成立し、議事に入るため(注二九)、開会宣言をする。議長就任宣言は必須でないが、挨拶を兼ねて、「代表取締役社長の私が議長を務めます」といったように簡単に済ます。定款の根拠規定に言及する必要はない。

挨拶に続き、新型コロナウイルス対策として短時間化に努めること、マスク着用の要請のお断り、壇上役員は兆候がないことを確認しており、話しやすさを優先してマスクを着用していないこと、マイクの消毒を実施することなどについて簡潔に説明する。受付で、特殊対応や時短呼びかけ等を記載した説明資料を配布してもよい。前記のとおり、紙媒体は接触感染のリスクが低いと報告されている。

議事進行は、審議の回数を減らすため、一括審議方式を採用することが有効である。議長から、「株主様のご発言は、目的事項についてのご説明を行った後、一括してうかがいますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします」といったように案内すればよい。議長の裁量の範囲内であり、議場に諮る必要はない。

定足数は、その充足性の確認が必要であるが、議長をサポートする事務局にて出席株主数(議決権行使数)を確認できていればよく、その結果を株主に説明することは必須でない。説明するのであれば、「なお、定足数を充たすことを確認しております」と一言触ればよい。

会議の目的事項(報告事項と決議事項)の付議(上程)と説明は、極論をいえば、「本日の目的事項は、お手元の招集通知に記載のとおりです」で足りる(注三〇)。短時間化のため、特に重要な点に絞って説明することよい。

監査報告も、法的義務が発生するのは、総会提出議案や書類等に法令・定款違反や著しく不当な事項があるときに限られる(会社法三八四条)。いまの実務で行われている監査報告の大半は任意のものであり、省略可能である。連結計算書類の監査結果は報告事項であるが(同法四四四条七項)、他の報告事項と同様に、目的事項が招集通知記載のとおりである旨の説明で報告済みと整理可能である。

いまは多くの会社が事業報告等のための動画を10分〜30分程度で上映しているが、ウェブサイトででの配信に譲り、当日上映は割愛してもよい。その上で、議長が口頭で、対処すべき課題、新型コロナウイルスの影響、その他の重要事項に絞って説明することが考えられる。

説明義務(会社法三一四条)を尽くすため、審議の機会を十分に設けるべきことは平常どおりである。ただし、ある程度、短縮化を図ることは可能であり、株主に趣旨説明の上で、一人一人などに限定してもよい(注三一)。

平常時は、数分間にわたって要領の得ない発言がなされる場合も、議長が介入せずには発言の終わりを待つことも多いが、今回は早めの段階で、「ご質問、ご発言は簡潔にお願いします」と積極的に介入することも考えられる。

ある程度、質疑を行えば、議長判断で質疑を打ち切り、採決に移る。発言希望者が尽きない中で、半ば強行的に採決に移行する場合は、司法判断でどこまで重視されるかは定かでないものの、念のため、会場に諮り質疑打ち切りの決議を経ることも選択肢となる。

なお、重要な経営事項、重大な不祥事、委任状勧誘合戦、重要な株主提案などがあつた場合は、審議機会を確保すべき要請が強く働き、審議時間の短縮化は慎重に判断すべきである。

採決は、その実施方法について議長に広い裁量がある。議案ごとに採決するのが基本であるが、事前の議決権行使で可決が確定であれば、全議案につき承認可決が確定であることを確認している旨を説明し、決議成立と整理してしまってもよい(注三二)。

最後に、閉会宣言とする。選任された役員紹介などは割愛してもよい。

実務上の目安として、状況次第では、五分で各種の説明を終え、10分〜20分の質疑応答で打ち切ることもあり得る。決議取消リスクについては前記のとおりである。

(2) 退場命令等の判断基準

特殊事案として、要請にもかかわらずマスクを着用しない株主、酷い咳やくしゃみの症状のある株主などがいて、株主間での言い争いが生

じることなども想定される。実際に二月・三月総会で、株主間でマスク着用をめぐるトラブルが起きたようである。議事が混乱しないよう、入場制限と同様に、事前に対応方針を明確にしておいたほうがよい。

たとえば、①マスク着用を必須とし、非着用者には一律に退場を命じること、②マスク着用の協力を要請するものの、退場命令までは予定しないこと、③酷い咳などの症状が見受けられる者に対し、係員が声をかけをし、任意での退出を要請すること、④咳症状がある株主の周辺者が希望した場合に、係員は希望者を別の座席へ案内すること、⑤株主間で争いが生じ、議事進行に支障を及ぼすような場合は、議長が静粛を求めて警告を発し、沈静化しない当事者には退場命令を出すことなど、対応方針を検討しておく、議長と会場スタッフで意思統一しておく。

(3) 想定問答

質疑では、新型コロナウイルスの事業への影響についての質問が予想される。

具体的な影響を話すことは、インサイダー取引規制やフェア・ディスクロージャー・ルールに抵触し得るので、避けたほうがよい。実務上の対応としては、東京証券取引所が二〇二〇年三月一八日付けで上場会社各社に求めているように、事業活動・経営成績に与える影響に関する適時開示やリスク情報開示を総会開催前に具体的にしておくべき、総会当日もその範囲内で説明することができ、対応方針も明確になる。

説明義務の範囲について、今回の総会との関係で重要な点を整理しておく、説明義務を尽

くすには、平均的な株主が議決権を行使するに当たり合理的な判断をするのに必要な範囲で説明がされればよく、ごく一部の株主にしか理解ができないような科学技術上の問題点については説明義務が生じない。また、説明が尽くされたかどうかの判断では、一括回答の内容も考慮される。重大な事故に伴う損害額についての質問につき、「現在調査中です」という回答のみでも、説明義務違反に直結するわけではない（注三三）。

新型コロナウイルスとの関係では、報告事項の対象事業年度の業績に対する重要な影響がすでに顕在化していれば、その概要を説明する。そのほかには、事業報告の記載事項となっている対処すべき課題や重要な後発事象との関係で、説明義務が発生する。総会当日はそれらの記載内容を有り体に説明すればよい。いまだ具体的な影響額が見積もれない場合には、その旨を説明すればよい。

四 緊急事態への対応

1 取締役・監査役・スタッフの感染リスク

想定される緊急事態として、取締役・監査役の感染がある。取締役と監査役が最低一名ずつ出席すれば適法に総会決議を成立させられること、そのために事前の集団行動を避けること、議長の次順位者を決めてその職務の引継ぎをしておくことなどは前述のとおりである。限界事例として、取締役と監査役の全員が総会会場と

は別拠点からテレビ電話システム等で参加することも考えられる。議事進行と質疑応答が円滑に行われれば、著しく不公正な方法による決議とはいえないのではないかと。

スタッフについても総会の確実な開催やBCPの観点で、バックアップ体制の準備、総会当日のスタッフ減員、安全確保などの施策を検討しておく。

監査法人の臨席を省略することも考えられる。平常時は、会社法三九八条二項を根拠として、会計監査人の出席を求めた動議を想定して、監査法人の担当者に別室待機等をしてもらうことがあるが、議場の過半数を確保していれば動議を確実に否決することができるため、今回は臨席を割愛してもよい。

2 総会会場の使用不可

開催日の直前に、総会会場にてクラスターが発生するなどし、使用不可となる事態も想定される。実際にもすでに、新型コロナウイルスに起因して総会会場の変更を余儀なくされた事例が登場している。

会場が使用不可となった場合、選択肢としては、招集の撤回または延期をすることが考えられる。会社法上の整理として、やむを得ない場合は、取締役会の決議により代表取締役が株主に通知することで、総会招集を撤回または延期できる（注三四）。

実務上の判断としては、前記のとおり、基準日から三カ月以内に何とかして総会を開催し、決議を経てしまったほうがよい。特に、剰余金

の配当の支払事務をすべて完了している場合、一定期日をすぎると、支払いを止めることは難しい。「決議未了のまま、配当金が支払われてしまふ」という事態だけは避けなければならぬ。

そこで、開催直前に会場が使用不可となった場合には、招集の撤回または延期ではなく、会場と時間の変更によって対応する。

会社法上の解釈として、通知の時間的余裕がなく、総会当日に時刻・会場を変更する場合も、前夜の火災による使用不能、警察による立入禁止処分、突然の解約による会場の借用不能など、やむを得ない事由による場合は、株主の権利行使を可能にする「十分な配慮」がなされる限り、有効に実施可能であり、また招集権者の義務にもなり得る（注三五）。このような緊急の会場変更は、取締役会決議を経ずに、代表取締役の判断で実施可能である（注三六）。そのような場合でも、開催時刻を遅らせることはできるが、早めることは株主の参加を不可能とするため、許容されない。

ここでの「十分な配慮」は、出席株主の審議参加の機会を確保することがポイントになる（注三七）。まず、変更先の会場として、当初予定の場所と近接した会場を確保する。ホテルの駐車場や、極論として野外であってもよい（注三八）。閉鎖空間である必要はなく、議長の声が聞こえるようにすればよい。株主の移動時間を確保するため、開催時間を三〇分遅らせる。そして招集通知に記載の会場やそこに至る導線上に、変更後の会場と時間を「掲示」し、係員に

よる案内や誘導を行う。このような異常事態は、決議取消リスクよりも、目先の決議をとりあえず経ることを最優先に考え、議事はごく短時間で終えてしまふ。

これは教室設例として極限状況を想定したものであるが、そのような対応もあり得ることを出発点としつつ、実際には代替会場の手配など可能な範囲で緊急対応策を検討しておく。

3 決算・監査への影響

現在、米国や欧州各国で封鎖が実施されており、各地の拠点閉鎖や人員の帰国などを進めている会社も多いであろう。そうした影響により、決算・監査の手続が遅延し、総会の招集までに計算書類の作成・監査・承認が終了しない事態も想定される。

その場合、定時株主総会に連結・単体の計算書類やその監査結果についての報告ができない事態が生じる。決算が確定していないことから、剰余金の配当議案の付議を差し控えることも検討課題となる（分配可能額に十分な余裕があれば、決算の確定を待たずに剰余金の配当議案を通すことも可能である）。

実務上の対応としては、当初予定どおりの時期に総会を開催し、役員選任議案、定款変更議案などのその他重要な議案の決議を経ておき、決算と監査が終了した後、あらためて総会を招集し、報告事項の報告を済ませることが考えられる。

もう一つの選択肢として、定時株主総会で、継続会の決議を経ておくことも考えられる。計

算書類等の報告をするための総会の日時と場所を決議してしまうのである（注三九）。その最大のメリットは、当初の総会との一体性があることから、三カ月の期間を過ぎても、同じ基準日の効力が持続する点にある。しかし、継続会の開催は最初の会日から相当期間内としなければならず、学説は分かれているものの、招集の法定期間である二週間以内とすべきとされていることから（注四〇）、その期間内に決算・監査が終了する目処がたっていないなければならない。

有価証券報告書、四半期報告書等の提出遅延については救済措置がある（注四一）。

決算・監査への影響を考慮して、招集通知の発送は法定期限まで待つことも考えられる。招集通知の発送を遅らせれば、その分だけ、事態の急変に対処することもできる。早期発送に努めるべきことを求めるコーポレートガバナンス・コードの補充原則一・二②との関係では、エクスペインとすればよい。時間を少しでも確保するため、連結計算書類とその監査結果はウェブ開示することも考えられる。印刷・封入に必要な期間の分だけ、猶予ができる。

そのほかには、新型コロナウイルスの影響が重要な後発事象に該当すれば、個別・連結注記表（会社計算規則一四一条一項・二項）、会計監査報告（同規則二二六条一項四号・二項四号）、監査役会監査報告（同規則二二七条三号）、事業報告（会社法施行規則二二〇条一項九号・二項）に記載し、これらに間に合わず、また招集通知発送後に発生した後発事象であれば、定時株主総会当日に口頭で報告する（注四二）。有価証券報告書

での経営環境、経営課題、事業等のリスクなどへの記載も必要となる。

五 おわりに

諸外国の一部では、新型コロナウイルスの感染拡大地域を「封鎖」する移動制限がなされている。また、本稿の脱稿直前に、都内で大規模な感染拡大が認められた場合には、東京都を封鎖する「ロックダウン」も検討する、と小池都知事が表明したとの報道に接した。封鎖といっても多義的であり、実際に日本で「封鎖」がなされるとしても、いかなる法的根拠に基づき、どのような範囲で行動制限がなされ、どのような範囲で例外が設定されるのか、現時点では定かでない。その内容次第で、株主総会実務の検討方針も変わってくる。

たとえば、不要不急の外出を自粛するよう要請されているにとどまる場合であれば、役員は総会会場に集まることができ、総会は開催できるであろう。大半の株主は来場に躊躇を覚えるはずであるが、それは会社の責に帰すべき事由によるものではなく、また、議決権行使は書面投票や電子投票で可能であるため、著しく不公正な方法による招集や決議には当たらないはずである。自粛要請にとどまっていれば、来場する株主もいるはずで、安全確保の取組みを徹底する。他方で、情勢を考慮し、基準日から三カ月以内の開催にこだわらないという判断もあり得る。

法的強制力を伴う行動制限がなされた場合に

は、難しい決断を迫られる。たとえば一〇人以上が集まる集会の開催が法的に禁止された場合、来場者が一〇人に達したところで入場を拒否することで、総会を開催してもよいのか。総会開催場所が移動制限地域に含まれた場合はどうするか。招集通知発送前であれば、対象地域外の支社施設を利用するなどして、総会を開催してよいのか。招集通知発送後であれば、法的禁止事項に抵触しない限り、必要最小限の役員が会場に参集し、株主が誰も来ない中で開催してよいのか。それとも、株主に事前通知を経た上で、対象地域外に会場変更して開催するのか。いずれの場合も、株主が出席困難となるのは法的制限に基づくものであり、著しく不公正な方法による招集や決議とはならないであろう。しかし、会社法上の解釈はそうであったとして、法的禁止事項に抵触しさえしなければ、総会開催を強行してよいのか。感染拡大の防止という公衆衛生の目的実現に貢献すべく、無理せず開催を見送るべきであるのか。関係者の安全確保やレピュテーションの観点もある。さまざまな要素を総合的に考慮した判断が求められる。

さらに、本稿で扱ってきたさまざまな論点は、リアル総会が必要不可欠で、バーチャルオンライン型総会が実施不可能なことに起因して生じるものである。今般の事象は、リアル総会が必要不可欠なことについて、どのような実質的な意味があるのか、という問題も突きつける。総会のあり方をめぐる理論的かつ実践的な検討があらためて求められる。

(注一) 本稿で取り上げる検討事項のリストアップは、中村直人「新型コロナウイルスと株主総会対応」東京証券代行ウェブサイトを参照している。また、直近の実務動向を踏まえた検討につき、中川雅博「新型コロナウイルス感染の拡大防止のための株主総会運営に係る留意事項」資料版/商事法務四三二二号(二〇二〇)六頁も参考になる。

(注二) 松井信憲「商業登記ハンドブック」(第三版)〔商事法務、二〇一五〕四〇八頁。

(注三) 最判昭和四三年二月二十四日民集二二卷一三三三三四頁。

(注四) 松井・前掲(注二)四一四頁。

(注五) 上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法6——株式会社機関(2)』(有斐閣、一九八七)八七頁(浜田道代)。

(注六) 松井・前掲(注二)四一四頁。

(注七) 渡辺邦広「取締役の任期と『定時株主総会』の意義」本誌二二五二二二(二〇一七)四三頁。

(注八) 基準日の効力との関係で、配当の効力発生日までの期間が三カ月を超えてもよいが、同期間内に配当決議を行い、剰余金の配当請求権を確定させる必要があるとしたものとして、東京地判平成二六年四月一七日資料版/商事法務三六二二号一七四頁参照。

(注九) 大阪株式懇談会編『会社法実務問答集Ⅱ』(商事法務、二〇一八)二四五頁以下(前田雅弘)。

(注一〇) 東京証券取引所が、二〇二〇年三月二四日、新型コロナウイルスの影響で配当基準日の変更となる可能性について注意喚起を行っ

た。法的責任論とは別の問題として、配当基準日を前提とする投資家の信頼に込めるべきことの実務上の重要性を物語る。

(注一一) その場合、係属中の決議取消訴訟は訴えの利益を失い、訴訟却下となる。詳細につき、大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻(第三版)』(有斐閣、一九九二)一八九頁以下参照。

(注一二) 新型コロナウイルスの特性についての以下の記述は、二〇二〇年三月二五日現在の厚生労働省のウェブサイトに「新型コロナウイルス感染症について」に掲載されている各種の発表資料と、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が三月一九日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を参照したものである。逐一の引用・参照は割愛する。

(注一三) 中川・前掲(注一)。

(注一四) 中川・前掲(注一)、信藤恭一「株主総会における新型コロナウイルスへの対応について」NBL一六六号(二〇二〇)七頁。

(注一五) 福岡地判平成三年五月一日資料版／商事法務八七号六九頁参照。

(注一六) 大隅健一郎編『株主総会』(商事法務研究会、一九六九)八九頁(山口幸五郎、大判昭和五年二月一六日評論二〇卷刑訴法五九頁)。

(注一七) 第二会場方式を適法としたものとして、大阪地判平成一〇年三月一八日資料版／商事法務一六九号一一頁、大阪高判平成一〇年一月一日資料版／商事法務一七七号二五三頁。

(注一八) 中川・前掲(注一)。

(注一九) 福岡地判平成三年五月一日・前掲(注一五)、仙台地判平成五年三月二四日資料版

／商事法務一〇九号六四頁。

(注二〇) 大阪株式会社懇談会編『会社法実務問答集Ⅰ(上)』(商事法務、二〇一七)二二七頁～二二九頁(前田雅弘)。

(注二一) 大阪株式会社懇談会・前掲(注二〇)二二七頁～二二九頁(前田)。

(注二二) 大阪株式会社懇談会・前掲(注二〇)二二九頁(前田)。

(注二三) 大隅・前掲(注二六)一一〇頁(山口)。

(注二四) 大隅・前掲(注二六)一一〇頁(山口)。

(注二五) 大隅・前掲(注二六)八七頁。

(注二六) 大隅・前掲(注二六)八七頁。

(注二七) 松本加代ほか「座談会」ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務対応——実施ガイドを踏まえて」本誌二二二五号(二〇二〇)一三頁、遠藤佐知子「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の解説」同二六頁。

(注二八) そうした事例につき、中川・前掲(注一)。また、経営法友会のウェブサイトでも各種の事例が紹介されている。

(注二九) 大隅・前掲(注一一)八四頁。

(注三〇) 中川・前掲(注一)八頁。

(注三一) 質問時間を三分以内に制限することを適法としたものとして、東京地判平成四年二月二四日資料版／商事法務一〇六号八頁があり、一人につき一問・一項目に質問数を制限することを適法としたものとして、名古屋地判平成五年九月三〇日資料版／商事法務一一六号一八七頁がある。

(注三二) 小規模総会であるが、決議に必要な多数の賛成のあることが明白となれば、採決や議長長の宣言がなくとも、その明白となった時に決議が成立したものと認められるとされている(最判昭和四二年七月二五日民集二一巻六号一六六九頁、大隅・前掲(注一一)九八頁)。

(注三三) 東京地判平成四年二月二四日・前掲(注三一)。

(注三四) 大隅・前掲(注二六)七四頁(境一郎)。

(注三五) 大隅・前掲(注一六)七五頁(境)。

(注三六) 大隅・前掲(注一一)三三頁注五。

(注三七) 大隅・前掲(注一六)九〇頁(山口)。

(注三八) 庭先に議長席を設けて開会した事案について、大判昭和五年二月一六日・前掲(注一六)参照。

(注三九) 詳細につき、中村直人編著『株主総会ハンドブック(第四版)』(商事法務、二〇一六)四〇八頁参照。

(注四〇) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法5——株式会社の機関(1)』(有斐閣、一九八六)二四八頁(菅原菊志)。

(注四一) 金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」(二〇二〇年二月一〇日)、東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」(二〇二〇年二月一〇日)参照。

(注四二) 河本一郎・今井宏『鑑定意見会社法・証券取引法』(商事法務、二〇〇五)一二九頁～一三二頁。

(くらはし・ゆうさく)